2019年度 中津耶馬渓観光協会ツアー誘客 助成要領

＜趣旨＞

中津耶馬渓観光協会は、大分県中津市への観光客の誘致促進を図るため、
本市への旅行商品の企画・販売を実施する国内・国外の旅行会社へ送客販売実績に対して
助成金を交付する。

交付対象者	日本国内及び国外に拠点を置く旅行業者及び旅行サービス手配業者
交付対象旅行商品	募集型企画旅行、受注型企画旅行
助成要件	下記1または2に該当する企画旅行商品。 1. 旅行実施期間内において中津市で観光箇所**2箇所＋食事処** 2. 旅行実施期間内において中津市で観光箇所**2箇所＋宿泊** **※ 青の洞門・耶馬渓橋は、どちらとも観光された場合でも観光箇所を１箇所と見なします。** **※ 道の駅は、観光箇所に含まれません。**
交付額	【日本国内に拠点を置く業者】 助成要件１（**観光箇所2箇所＋食事処の場合**） １催行当り**15名以上**の団体に対して１名当り **300円** 助成要件２（**観光箇所2箇所＋宿泊の場合**） １催行当り**15名以上**の団体に対して１名当り **1、000円** 【国外に拠点を置く業者】 助成要件 1（**観光箇所2箇所＋食事処の場合**） １催行当り**10名以上**の団体に対して1名当り **300円** 助成要件２（**観光箇所2箇所＋宿泊の場合**） １催行当り**10名以上**の団体に対して１名当り **1、000円** **※ 同じ旅行企画でも、出発日または仕立箇所が異なれば、それぞれを1催行と見なします。**
交付上限	１催行当りの助成交付上限： **150，000円** １営業所当りの助成交付上限： **300，000円**
対象期間	**※2019年4月1日（月）～2020年3月31日（火）までに精算処理が終了するものに限る**
途中交付終了	**助成金予算の上限に達した場合は、対象期間内であっても交付を終了いたしますので、ご了承ください。**

～助成金手続きの流れ～

＜ツアー実施前＞

① **申請**（旅行会社様⇒観光協会）

『助成金交付申請書（別紙：様式1）』を催行日の前日までに提出してください。

※申請書の提出は、1ツアー企画毎を基本としますが、設定期間が長期に及ぶ場合は、月毎又は、請求毎に提出してください。

② **受付**（観光協会⇒旅行会社様）

『助成金交付申請書（別紙：様式1）』受理後に当協会にて精査し、受付け可否を通知。

※あくまで受付であり、交付決定ではありませんのでご注意ください。

＜ツアー終了後＞

③ **実績報告**（旅行会社様⇒観光協会）

ツアー実施後、**1ヶ月以内**に以下の書類を提出してください。

1.『助成金交付実績報告書（別紙：様式2）』

2. 催行毎の人数が確認できる、食事処又は、宿泊先の領収書又は、請求書の写し。

3. 観光箇所・食事処・宿泊先が記載されている行程表（パンフレット・ツアー募集チラシ等可）

※必要書類が揃わない場合は、不交付となります。

④ **決定**（観光協会⇒旅行会社様）

上記1，2，3受理後に当協会にて精査し、助成金交付決定額を通知。

⑤ **請求**（旅行会社様⇒観光協会）

助成金決定額通知後、請求書を郵送にて当協会へ請求してください。

※請求書に決まった様式はありません。

宛名は「一般社団法人　中津耶馬渓観光協会」

但し書は「2019年度中津市旅行企画商品販売実績助成金として」

にて提出して下さい。

⑥ **交付**（観光協会⇒旅行会社様）

請求書受理後、遅延することなく助成金を交付いたします。

※2019年度末（2020年3月31日）までに精算が終了出来ない場合は、

交付決定されたものであっても、支払対象外となりますので、ご注意ください。

【お問合せ・請求書送付先】
一般社団法人　中津耶馬渓観光協会
〒871－0033　大分県中津市島田219－2
TEL：0979－64－6565　　FAX：0979－64－6611
Eメール：info@nakatsuyaba.com